

## 公立大学法人秋田公立美術大学平成28年度年度計画

### 第1 年度計画の期間および教育研究上の基本組織

#### 1 年度計画の期間

年度計画の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

#### 2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、美術学部の下に、美術学科の5専攻・1センター（アーツ&ルーツ専攻、ビジュアルアーツ専攻、ものづくりデザイン専攻、コミュニケーションデザイン専攻、景観デザイン専攻、美術教育センター）を置く。（25年度から実施中）

#### 3 大学院

大学院の設置のため、文部科学省への申請、教員採用候補者の選定および大学院棟の建設など必要な作業を進める。

### 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 2年次に取得可能な「デザイン史特講」や「素材と表現」などの専門共通科目を開講し、体系的なカリキュラム構成を実施する。  
（25年度から実施中）

イ 教養科目群の「人間と社会」や「歴史と文化」において「国際関係論」、「環境と生態」、「東北生活文化論」「異文化コミュニケーション論」等を開講し、文化の多様性を受け容れ、柔軟な思考を育む教育を行う。（25年度から実施中）

ウ 「英語による現代美術評論1」、「異文化コミュニケーション論」等の授業を開講し、海外での活動を視野に入れた教育を実践するとともに、現在の「外国語（英語・韓国語・中国語）」に加え、新たに「フランス語」を開講する。

エ 「東北造形史」、「東北生活文化論」、「美術理論・美術史」、「東洋美術史」、「デザイン史」、「工芸概論」、「日本美術

史」、「西洋美術史」、「近代絵画史」、「現代芸術論」を開講することにより、地域に根ざした芸術・文化を、海外の美術動向や美術史の中に的確に位置づける教育を行う。（25年度から実施中）

オ 地域課題に取り組む「地域プロジェクト演習」等の授業および地域からのデザイン公募への参加により、学生の地域社会に貢献する意識の醸成を図る。（25年度から実施中）

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

ア 学生の受入れに関する目標を達成するための措置

(ア) 進学相談会への参加や、高等学校・美術予備校を訪問し、受験生のニーズに合った情報を提供する。また、本学教員が高等学校での出張授業、講話等を行い、高校生に対して美術大学に進学する意義を説くとともに、本学の認知度の向上を図る。（25年度から実施中）

(イ) オープンキャンパス、学校見学、ウェブサイト等を有効に活用してPRを行う。（25年度から実施中）

(ウ) 入学者への入試に関するアンケート調査を実施し、入学動機等を分析した結果を学生募集の取組に活用する。（25年度から実施中）

(エ) 「大学コンソーシアムあきた」主催の高大連携授業を行い、大学の周知に努める。（25年度から実施中）

(オ) 高校生等にデッサン力向上のための実技の講習の場を提供する。（25年度から実施中）

(カ) 入学者受入方針（アドミッションポリシー）について様々な募集機会を活用しながらPRするとともに、大学の特色である、学科全体で募集する総合入試、1・2年次が専門科目全体を横断的に学ぶことなどを効果的にPRする。（25年度から実施中）

(キ) 入試委員会内に設置した入試検証ワーキンググループにおいて28年度入試までの入試結果の分析と入試制度の研究を行い、入試制度の検討を行う。

(ク) 入試検証WGにおける入試結果の分析と入試制度についての研

究をもとに、アドミッションポリシーに基づいた選抜試験を進める。(26年度から実施中)

また、選抜試験の時期等について、様々な観点からメリット、デメリットの検討を行う。

- (ケ) 入試委員会と広報委員会の連携により効果的な入試・広報戦略を実行し、志願者を確保するとともに優秀な学生の受け入れにつなげる。(25年度から実施中)

イ 教育課程に関する目標を達成するための措置

- (ア) 教育実習等に関する計画に基づき、教育実習等を実施する。(27年度から実施中)

- (イ) 教育実習の手引き等の作成、大学外の関係機関との連絡調整等を計画的に行う。(26年度から実施中)

- (ウ) 科目区分、科目内容、履修方法等について、検証を行い、より高度な教育が可能となる教育課程と実施体制を整える。

ウ 教育方法に関する目標を達成するための措置

- (ア) 学生が計画的かつ体系的に知識・技能・技術を習得できる教育

・学生への授業アンケートを引き続き実施し、その結果を教員へフィードバックすることが授業の質向上(授業改善)につながっていることを検証し、その結果を教員間で共有する。

・FDについて、教員相互の授業参観制度を引き続き実施し、授業参観をした教員の意見等の情報共有を図る。(25年度から実施中)

・授業欠席学生連絡制度でクラス担任や専攻教員と教務委員会等関係機関が情報を共有し、連携して学生指導を実施する。(26年度から実施中)

・入学時および1年・2年次で、学生が希望する専攻のアンケート調査を実施し、学生指導に活用する。(25年度から実施中)

・推薦選抜入試の入学者に対する入学前の事前学習を引き続き実施する。(25年度から実施中)

・学年ごとのガイダンスを実施し、履修に必要な予備知識、授

業内容と到達目標、成績評価基準など、授業履修のための情報を引き続き提供する。(25年度から実施中)

- ・引き続きシラバスの充実を図るとともに、GPA制度、CAP制度の積極的な活用を検討する。(25年度から実施中)

- ・シラバスや進級・卒業要件に基づき、単位認定および進級・卒業認定を引き続き厳正に行う。(25年度から実施中)

(イ) 5専攻の専門授業科目を素材に「授業研究会」を開催し、学生の主体性や理解度をあげる授業内容と授業運営方法(授業形態)について意見交換をする。

- ・Web履修登録制度を引き続き実施する。(26年度履修登録から実施中)

- ・他専攻の学生と交流できる共有スペースとして厚生棟を時間外に開放するなど、柔軟性のある施設利用につとめる。(25年度から実施中)

(ウ) 学生が価値の多様性を認め共有できる柔軟な思考を育む教育

- ・学生が価値の多様性を認め共有できる柔軟な思考を育むため、フィールドワークや文化財・美術館・博物館・工房等の見学、対象地域の現地調査などを引き続き積極的に取り入れながら授業を行うなど、学生が多様な価値観に触れるための取組を行う。(25年度から実施中)

- ・学生の学習意欲向上と志願者の確保を図るため、秋田市立千秋美術館および秋田県立美術館の年間観覧券を購入し配付する。(27年度から実施中)

- ・外部講師によるワークショップやレクチャーを行うことで、多様で効果的な教育を行う。(25年度から実施中)

## ○ 数値目標

- ・高等学校での出張授業・講話等：5校以上
- ・授業参観公開科目数：40科目

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 教員の配置に関する目標を達成するための措置

(ア) 展覧会等の開催においては専攻の枠を越えた教員のプロジェクトチームの結成や、専攻長等会議等における情報共有などを行う。これにより、教員の知識・技術の共有を推進し、カリキュラムとの連動を図る。

(イ) 学外の教育・研究者等を招聘するための調査を行い、必要に応じて計画的・効果的に登用する。(25年度から実施中)

(ウ) 効果的な授業を実施するため、専任教員や非常勤講師を適切に配置する。(25年度から実施中)

#### イ 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置

(ア) 長期修繕計画に基づき、修繕・改修を実施する。

(イ) 教育環境の充実を図るため、全学共通で使用する講義室等の設備を整備する。(26年度から実施中)

(ウ) 図書館施設および設備の整備に向け、整備計画を立案する。

(エ) 学内の教育研究に関わる画像や映像等の管理を行う。(26年度から実施中)

#### ウ 教育活動の評価および改善に関する目標を達成するための措置

(ア) 教育活動の評価および評価結果の活用

・秋田公立美術大学教員評価要綱に従い、教員評価の試行を開始する。

・前期・後期に学生アンケートによる授業評価を行い、満足度評価4.0以上を目指す。(5点満点)(25年度より実施中)

(イ) 教員の教育力向上のための組織的な取組

・学生アンケートや教員相互の授業参観などを実施し、教育・教授方法の効果的な向上を図る。(25年度より実施中)

・教員が各種機器を活用し、教育できるよう、新任教員等に新任研修を行う。

・学外の研修会に参加し、先進事例の情報収集を行う。

・適切な教育の評価基準を設け、試行する。

#### ○ 数値目標

・図書館蔵書冊数：49,500冊以上

- ・ アンケートの満足度評価：4.0以上（5点満点）
- ・ F D 取組事例数：2件以上

## 2 学生への支援に関する目標を達成するための措置

### (1) 学習支援に関する目標を達成するための措置

- ア 学生が課題や、自主的な制作活動に取り組めるよう、施設・設備の整備や学習環境の充実を強化する。
- イ 成績優秀者を表彰し、奨学金を給付する。（25年度から実施中）
- ウ 学生の作品展示場所として、アトリエももさだやサテライトセンターを活用するとともに、後援会による補助などを含め、展示・展覧会実施のための支援を行う。（25年度から実施中）

### (2) 生活支援に関する目標を達成するための措置

- ア 生活相談および健康管理に関する目標を達成するための措置
  - (ア) 定期的な学生の健康診断を行うとともに、臨床心理士と看護師が一体となり、学生の心身両面の相談を受ける。（25年度から実施中）
  - (イ) 外部の団体等が開催する障害のある学生支援などの研修会へ積極的に参加し、情報入手に努めるとともに、教職員の学生対応へのスキルアップを図る。
  - (ウ) キャンパスガイドやポータルサイトなどを活用して、健康や生活に関する情報を学生に引き続き提供する。（25年度から実施中）
  - (エ) 学生の生活に役立つ、ネット犯罪防止や消費者トラブル防止などの研修を実施する。

### イ 自主的活動の支援に関する目標を達成するための措置

- (ア) 学生会の要望をくみ取り、後援会と連携しながら、学生のサークル活動などの課外活動に対して支援する。（25年度から実施中）
- (イ) 作品展示の機会やイベントの企画など、学生の自主的活動を後援会と連携しながら支援する。（25年度から実施中）

### (3) 進路支援に関する目標を達成するための措置

- ア 就職支援スタッフを含む進路・就職委員が、本学の学生が能力を発揮できる分野の企業訪問を推進し、教職員による新たな就職先の開拓を行う。（25年度から実施中）
- イ 進路支援のため、「キャリアデザイン1」などキャリア教育科目の授業を開講する。（25年度から実施中）
- ウ 就職支援スタッフや、専門分野に通じた学外講師によるキャリアカウンセリングを行う。（25年度から実施中）
- エ 学生が就職情報を集めるため首都圏等へバスを運行するなどのサポートを行う。（26年度から実施中）
- オ 学生の進路検討に有効な企業関係者等の講師を招いたキャリアガイダンス等を行う。
- カ 進路ガイダンス、会社説明会および求人情報について、学内情報システムを活用し、学生に提供する。（25年度から実施中）

## ○ 数値目標

- ・ 進路決定率：100%

（就職先内定者数＋大学院等進学者数＋作家活動）／卒業生数

## 3 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ア 大学の重点的研究分野への設定と取組

(ア) 大学の4つの理念に基づく重点的研究分野を定め、研究費等で研究の推奨を行う。また、地域再生の核となる美術大学をめざし、地域課題について情報収集を行うとともに研究や演習授業で課題解決に取り組む。

(イ) 教員等が科学研究費等の外部研究資金の獲得を積極的に行える環境を整備するため、次の取組みを行う。（25年度から実施中）

- ・ 教職員等を対象とした科研費申請のための勉強会を開催する。
- ・ 学外で開催される科研費セミナー等への参加を推進する。
- ・ 科研費申請を積極的に行うための学内制度の具体的な方策について検討する。

・ 科研費以外の外部研究資金を調査し、教員等へ周知する。

(ウ) 美術館やギャラリー等における教員の作品発表の推奨を行う。

(25年度から実施中)

(エ) 本学ホームページの教員ページ上に掲載されている研究や作品の成果を、最新のものに随時更新していく。(25年度から実施中)

イ 先鋭的、複合的な研究への取組

(ア) 本学主催の美術展覧会・シンポジウム等を企画し、開催する。

(25年度から実施中)

(イ) 本学と連携協力協定を締結している秋田ケーブルテレビの本社屋内美大スペース「BIYONG POINT」において、先端的な芸術表現を持つ美術展覧会を開催する。

(ウ) 他機関の研究者等と連携し、複合的、学際的な共同研究を推進する。

○ 数値目標

・ 科研費申請数：8件以上

・ 公募展の入賞数及び公立美術館等の企画展での採用件数：2件以上

・ シンポジウム：1回以上

(2) 研究実施体制の整備に関する目標を達成するための措置

ア 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

(ア) 学外の競争的研究資金に関する情報を教員へ周知し、獲得を推進する。(25年度から実施中)

(イ) 外部の研究者やアーティストを招聘し、長期的に滞在させ、研究や制作活動を行い、発表するような本学の体制整備について検討する。(25年度から実施中)

(ウ) プロジェクト等を実施するため特任教員等を登用する。(27年度から実施中)

(エ) 社会貢献センターにおいて官公庁や民間団体からの大学への要望の窓口となるとともに、コーディネートを行う体制を整

備し、課題解決に効果的に取り組んでいく。（25年度から実施中）

イ 研究環境の整備に関する目標を達成するための措置

(ア) 施設、設備、備品等の教育環境の充実を図るための中長期的な計画の策定を行う。

(イ) 長期修繕計画に基づき、修繕を実施する。（25年度に長期修繕計画策定済）

ウ 知的財産の創出・活用等に関する目標を達成するための措置

(ア) 教員と学生を対象とした、意匠登録等、研究成果の知的財産化に関する意匠権セミナーを開催し、さらに知的財産化に関する授業を開講する。（25年度から実施中）

4 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 本学主催の美術展を企画開催し、積極的に広報する。（26年度から実施中）

(2) 産学官連携事業を推進する。（25年度から実施中）

(3) 「知的財産の管理」に関する市民等へのセミナーを開講する。（27年度から実施中）

(4) アトリエももさだ、サテライトセンター等の活用に加え、地域と連携した展覧会を企画開催する。

(5) 公共団体や民間企業からの教育研究に資する受託事業を積極的に受け入れる。（25年度から実施中）

(6) 現在活用されていない建造物や空間を、美術によって再生し、地域と連携しながら有効活用することに取り組む。（27年度から実施中）

(7) アートマネジメントの研究・シンポジウム開催等を通し、美術以外の領域での組織運営にも適応できるマネジメント手法について検証を行う。

(8) 大学コンソーシアムあきたや県内国公立4大学連携を通し、他大学と連携交流を行う。（25年度から実施中）

(9) 大学コンソーシアムあきたによる高大連携授業の開講、高校の美術教員による美術系大学進学実技講習会に対する開講支援を引き続き行う。（25年度から実施中）

(10) 子どもアトリエ、社会人向けデッサンスクール、アートスクール、デッサン講習会、公開講座を引き続き開講する。(25年度から実施中)

(11) 公募展企画について、引き続き調査を行い、基本計画を立案する。

○ 数値目標

- ・産学官連携事業数：3件以上
- ・受託事業受入件数：3件以上

5 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 海外の大学、研究機関との人的な交流を行う。

(2) 海外の大学、研究機関との大学間協定締結を目的とした調査、検討を行う。

(3) 国際交流センター設置のため、活動方針の策定、組織体制等について検討する。

(4) 学生の海外留学や海外からの留学生受け入れのためのプログラムを整備する。

(5) 学生の短期留学の実現に向けて体制づくりに取り組む。

(6) 教員の海外での研究活動、作品発表等を支援し、海外の大学教員や学生、アーティスト等の研究活動、作品発表等を受け入れるための体制づくりに取り組む。

○ 数値目標

- ・人的な交流：2件以上

第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 効果的・機動的な組織運営に関する目標を達成するための措置

ア 毎月理事会を開催し、学内の情報共有とスムーズで迅速な意思決定を引き続き行う。(25年度から実施中)

イ 理事会、経営審議会、教育研究審議会の審議結果を学内で共有

する。(25年度から実施中)

ウ 目的に沿った学内の委員会を組織し、円滑な組織運営を図る。

また、部局長等連絡会や専攻長等会議等において情報の共有化を図る。(25年度から実施中)

(2) 教職員の協働に関する目標を達成するための措置

学内委員会を教員と事務職員が構成委員となり、情報共有しながら協働して運営することにより、一体的かつ効果的な連携を進める。(25年度から実施中)

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟で弾力的な人事制度

ア プロパー職員の中長期採用計画を改めて策定する。

イ 公募制による教員採用方式を確実に実施する。

ウ 大学間の人事交流など、法人として柔軟で弾力的な人事制度を研究する。

(2) 人事評価制度の構築

事務職員については、秋田市の人事評価制度を活用する。(25年度から実施中)

(3) 教員に対する多面的な観点からの評価

秋田公立美術大学教員評価要綱に従い、教員評価の試行を開始する。

(4) 教職員への研修制度の構築

ア 人材育成基本方針に基づき研修を実施する。事務職員については、市の人材育成基本方針を準用する。(25年度から実施中)

3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務処理の効率化の推進

ア 規程、要綱のほか、取扱要領、基準などの事務処理のマニュアルの整備や見直しを引き続き行う。(25年度から実施中)

イ 各課の業務について、外部委託の可否の調査を行うとともに、既存の委託契約の内容について点検を行う。

(2) 事務職員の資質向上のための組織的な取組

ア 市からの派遣職員については、市の研修計画に基づき引き続き研修を実施する。プロパー職員については、市との研修受講協定

に基づく研修や関係機関が実施する研修等各種研修への受講を奨励し、能力向上を図る。

イ 公立大学協会が主催する研修会等に参加し、大学経営に必要な情報を収集するとともに、学内で共有する。（25年度から実施中）

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

##### 1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 科研費など外部競争的研究資金について、事務局を中心に情報収集を行い、教員へ積極的に情報提供を行い、研究資金獲得を推進する。（25年度から実施中）

(2) 社会貢献センターにおいて、企業や官公庁の要望と大学で可能なことのコーディネートを行い、受託研究事業等を推進することによって、自己収入を確保し、財政基盤の強化を図る。（25年度から実施中）

##### 2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 管理的経費においては、事業の見直しや外部委託による経費の削減を継続的に行う。

(2) インターネットの活用により、効率的な物品購入を行う。（25年度から実施中）

##### 3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

(1) 資金については、低リスク金融商品の利用などによる安全な運用を図る。

(2) その他の資産については、施設の有償貸付など、有効活用を進める。

#### 第5 自己点検・評価および情報の提供に関する目標を達成するための措置

##### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己評価委員会において、秋田市が策定した評価方針に基づき、年度計画の自己評価を行う。（25年度分から実施中）

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- (1) 大学ホームページにおいて、年度計画、財務諸表、法人規則などの情報を公開していく。（年度計画、規則は25年度から実施。財務諸表は26年度から実施）
- (2) 大学の教育研究活動の状況について、紀要や学報等の記録冊子の作成、ホームページの活用などにより、積極的に情報発信する。（25年度から実施中）
- (3) 後援会の会報誌「エオスニュース」の制作支援を行う。（25年度から実施中）
- (4) 教員や学生の展覧会など教育・研究成果を反映した芸術関連事業を実施する。（25年度から実施中）
- (5) 本学主催の展覧会等をPDFファイル等にまとめ、本学ホームページで公開すると同時に、アーカイブ作成の準備を行う。
- (6) 専攻ごとの学生の教育内容や特色を学外に紹介する事業を行う。
- (7) 紀要の作成を行い、公開する。また、本学における研究紀要の位置づけ、あり方を再検討する。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

### 1 施設・設備の整備および活用に関する目標を達成するための措置

#### (1) 施設・設備の適正な維持管理と効果的な活用

- ア 長期修繕計画に基づき、修繕を実施する。（26年度分から実施中）
- イ 省エネルギー化、CO<sub>2</sub>削減に対応した設備の更新を行う。
- ウ 工作等の使用における安全管理マニュアルについて、教職員と学生へ周知する。
- エ 平成26年度に策定したマニュアルに基づきリスク管理を行う。
- オ 情報セキュリティに関する最新情報を学内情報システムで周知し、情報機器の利用における注意喚起を促す。

### 2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置

- (1) 卒業生による同窓会と効果的に連携できる体制・仕組みを構築する。（25年度から実施中）

- (2) 大学支援組織「あきびネット」を活用し、産学連携の推進、就職対策の充実を図る。(26年度から実施中)
- 3 安全管理に関する目標を達成するための措置
- (1) 事故、災害、感染症等緊急時に対応する危機管理マニュアルについて、教職員と学生へ周知する。(25年度作成、26年度周知済)
- 4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置
- (1) ハラスメント防止対策委員会で学生および教職員へハラスメント防止に関する研修を引き続き実施する。(25年度から実施中)
- (2) 相談室の活用等により、プライバシーの保護に配慮した相談を行う。(25年度から実施中)
- (3) 経理事務マニュアルに基づき、契約事務を行う職員と出納事務を行う職員とを明確に分離し、相互牽制機能を引き続き維持する。また、管理職用の経理事務チェック表に基づき、決裁時に確認漏れが生じないようにする。(25年度から実施中)

第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	857
施設整備費補助金	817
諸補助金	124
授業料等収入	275
受託研究等収入	2
その他収入	7
目的積立金取崩	10
計	2,092
支出	
人件費	808
一般管理費	105
教育研究経費	1,120
教育研究支援経費	57
受託研究費等	2
計	2,092

(人件費の見積り)

期間中、総額808百万円を支出する。

人件費は、役員報酬、教職員の給料、諸手当および法定福利費に相当する費用を試算。定期昇給分を含む。退職手当は含まない。

## 2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,274
經常経費	1,274
業務費	1,171
教育研究経費	311
教育研究支援経費	50
受託研究費等	2
人件費	808
一般管理費	97
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	6
臨時損失	0
収益の部	1,264
經常収益	1,264
運営費交付金収益	851
授業料等収益	275
受託研究等収益	2
補助金等収益	124
財務収益	0
雑益	7
資産見返運営費交付金等戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	4
臨時利益	0
純利益	△10
目的積立金取崩	10
総利益	0

## 3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,129
業務活動による支出	1,269
投資活動による支出	823
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	37
資金収入	2,129
業務活動による収入	1,265
運営費交付金による収入	857
授業料等による収入	275
受託研究等による収入	2
補助金等による収入	124
その他の収入	7
投資活動による収入	817
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	47

第8 短期借入金の限度額

平成28年度 8千万円

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善のための費用に充てる。

第11 その他秋田市の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設および設備に関する計画

「第2の1(3)イ教育環境の整備に関する目標を達成するための措置」、「第2の3(2)イ研究環境の整備に関する目標を達成するための措置」および「第6の1施設・設備の整備および活用に関する目標を達成するための措置」のとおり

2 人事に関する計画

「第3の2人事の適正化に関する目標を達成するための措置」のと

おり

- 3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てる  
ことができる積立金の処分に関する計画  
なし
- 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項  
なし